

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 11 月 5 日 医が第 735 号(局長決裁)

最近改正 平成 31 年 3 月 26 日 医が第 1229 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、小児在宅医療の提供体制の充実を図るため、訪問看護ステーションの開設者（以下「補助事業者」という。）が行う小児訪問看護に係る備品の整備に対し、支援することにより、市内の小児在宅医療環境を確保することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 小児訪問看護

小児訪問看護とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある 20 歳未満の者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助のことをいう。

(2) 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションとは、健康保険法（大正 11 年法第 70 号）に定める利用者に訪問看護を提供する事業所（病院及び診療所は除く。）のことをいう。

(補助事業者の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 小児訪問看護を行う訪問看護ステーションを市内において運営していること。

(2) 申請日において、備品整備を希望する訪問看護ステーション（以下、「補助対象訪問看護ステーション」という。）が、1 人以上の者に対し、小児訪問看護を提供していること。

(対象経費及び補助金額)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助対象訪問看護ステーションで使用する小児訪問看護に必要な 1 品の実購入単価（税抜）が 1 万円以上の別表 1 に定める備品（以下「補助対象備品」という。）とする。また、これに要する経費の 2 分の 1 以内かつ、1 補助対象訪問看護ステーション当たり 10 万円（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）を限度として、予算の範囲内において補助するものとする。

2 補助対象備品は、パンフレット等で専ら小児または新生児用と確認できるものとする。

3 交付決定前に購入した補助対象備品は、これを補助の対象としない。

4 ほかに国・地方公共団体等やその他の補助制度を受けることができる備品については、これを補助の対象としない。

(交付制限)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けることができる回数は、1補助対象訪問看護ステーション当たり同一年度内に1回とする。また、補助金の交付を受けた補助対象訪問看護ステーションについては、補助金の交付を受けた年度の翌々年度まで、補助事業者は補助金の申請はできないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年10月31日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする時は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、第1号様式に記載のものとする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の条件)

第7条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、原則として第14条で定める期間を経過するまでは、補助対象訪問看護ステーションにおいて、小児訪問看護を行う体制を継続することとする。

2 交付決定後は、速やかに補助対象備品の購入手続きを行い、申請年度内までに納品、支払を完了することとする。

(変更・中止・廃止届)

第8条 補助金規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により、第4条に規定する補助金の交付を受けようとする者が、その計画を変更、中止又は廃止する場合、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金変更(中止・廃止)申請書(第2号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第 10 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから 10 日後の日とする。

(実績報告)

第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により、第 4 条の補助金の交付を受けようとする者が市長への報告に用いる書類は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金事業実績報告書(第 5 号様式)を用いるものとする。

2 補助金規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定により、市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、第 5 号様式に記載のものとする。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する書類とする

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金確定通知書(第 6 号様式)により行うものとする。

(補助金等の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助金規則第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、返還を命じられた日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第 14 条に定める期間とする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条）補助対象備品

パルスオキシメーター
血圧計
プローブ
ステート

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金交付申請書

横浜市 長

申請者住所
法人名
代表者職氏名

印

小児訪問看護を行う訪問看護ステーションの備品整備を行いますので、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請金額 ¥ _____ . -

2 補助対象訪問看護ステーションの概要

(1) 所在地：

(2) 訪問看護ステーション名：

(3) 小児訪問看護（20歳未満）を行っているケース数（申請日時点）： _____ 件

3 整備する備品

No	補助対象備品	整備する備品に○
1	パルスオキシメーター	
2	血圧計	
3	プローブ	
4	ステート	

4 添付書類

(1) 備品整備計画書

(2) 収支予算書

(3) 経費の内訳がわかる見積書等の写し

※1件の契約金額が100万円以上の場合は、2人以上の市内事業者からの取得した見積書の写しを添付

(4) 補助対象備品の詳細がわかるパンフレット等の写し

(5) 訪問看護計画書の写し（20歳未満の小児訪問看護受けている1名分）

※生年月日以外の個人情報には黒塗りにし、個人を特定できないようにしてください。

(6) 定款、規約、会則等

(7) 役員等名簿

(8) その他参考となる書類

担当名

所属・氏名

電話番号

FAX

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金

変更（中止・廃止）申請書

横浜市 長

申請者住所
法人名
代表者職氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 訪問看護ステーション名

2 変更（中止・廃止）の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

担当名
所属・氏名
電話番号
FAX

第 号

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金不交付決定通知書

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金については、次の理由により不交付とします。

理 由

年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金実績報告書

横浜市 長

申請者住所
法人名
代表者職氏名

印

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

1 訪問看護ステーション名

2 既交付決定額 ￥ _____ . -

3 補助金決算額 ￥ _____ . -

4 添付資料

(1) 備品整備報告書

(2) 収支報告書

(3) 納品を証する書類（納品書の写し）

(4) 補助対象機器の代金の支払いを証する書類（領収書の写し）

※領収書の金額に、他の物品や送料等の補助金対象にならない経費が含まれている場合は、その内訳がわかる書類も併せて提出してください。（請求書等）

(5) 整備した補助対象備品の写真

(6) その他参考となるべき資料

事務担当 所属・氏名

電話番号

FAX

第 号
年 月 日

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金確定通知書

様

横浜市 長

印

横浜市小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備補助金について、補助金額を確定しましたので通知します。

1 訪問看護ステーション名

2 補助金確定額 ¥ _____ . -

担 当
連絡先